

京都市道路の指定等に関する基準

第1章 総則

第1 目的

この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第42条第2項及び第6項の規定に基づく道路の指定及び同条第3項に基づく水平距離の指定（以下「道路の指定」という。）等について必要な事項を定めることにより、歴史都市京都の特性を活かしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

第2 定義

この基準において使用する用語は、法、建築基準法施行令（以下「令」という。）及び京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

第3 指定の方針（袋路2項道路、特定防災細街路、3項道路及び歴史的細街路）

袋路2項道路、特定防災細街路、3項道路及び歴史的細街路は、次章の指定基準に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものについて指定するものとする。ただし、当該道路及び周辺の状況等から、次章の指定基準によることが必ずしも適切でないと考えられる場合等、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

第2章 道路の指定基準

第4 袋路2項道路の指定基準（幅員1.8m以上の袋路）

市長は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす道で、老朽化した建築物の建替え等を誘導し、市街地の防災性の向上を図る必要がある袋路状の道路（その一端のみが他の法上の道路に接続したものをいう。以下同じ。）を袋路2項道路に指定することができる。

- 1 法上の道路に接していること。
- 2 基準時（法第3章による規定が適用された日をいう。以下同じ。）に現に建築物が立ち並んでいること。
- 3 基準時に道の幅員が1.8メートル以上であること。
（基準時）

区分	期日
都市計画区域のうち、旧大枝村、旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域を除く京都市の区域（旧淀町、旧久我村、旧羽束師村及び旧久世村を含む。）	昭和25年11月23日
旧大枝村の区域	昭和25年12月1日
旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域	昭和32年5月7日

- 4 法上の道路からの延長が70mを超える場合は、避難経路が確保されていること。
- 5 避難経路を設ける場合において、各敷地から法上の道路及び避難経路に至る歩行経路に重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、35m以内であること。
- 6 指定する道路以外に建築物の立ち並びのある道路（法上の道路及び避難経路を除く。）が接続している場合は、当該道路について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障のないものであること。
- 7 関係者（道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物又は工作物に関して権利を有する者をいう。以下同じ。）の協議により、指定する道路の中心線の位置が確定していること。
- 8 道路の指定について、関係者全員の同意が得られていること。ただし、関係者を確知できない場合等でやむを得ない場合は、この限りでない。

第5 特定防災細街路道路の指定基準（幅員1.8m未満の通り抜け道路・袋路）

市長は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす道で、老朽化した建築物の建替え等を誘導し、市街地の防災性の向上を図る必要がある道を特定防災細街路に指定することができる。

- 1 法上の道路に接していること。
- 2 基準時に現に建築物が立ち並んでいること。
- 3 基準時に道の幅員が1.5m以上であること。ただし、両端が法上の道路又は広い空地等に接している道路（以下「通り抜け道路」という。）で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、道路の連続性を確保する必要がある場合においては、基準時の道の幅員が0.6m以上であること。
- 4 袋路状の道路の場合は、避難経路が確保されていること。ただし、法上の道路からの延長が35m以内の場合において、当該道路が公園その他これに類する空地に接していること等により、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 5 避難経路を設ける場合において、各敷地から法上の道路及び避難経路に至る歩行経路に重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、35m以内であること。
- 6 指定する道路以外に建築物の立ち並びのある道路（法上の道路及び避難経路を除く。）が接続している場合は、当該道路について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障のないものであること。
- 7 関係者の協議により、指定する道路の中心線の位置が確定していること。
- 8 道路の指定について、関係者全員の同意が得られていること。ただし、関係者を確知できない場合等でやむを得ない場合は、この限りでない。

第6 3項道路の指定基準（道路中心からの後退距離を1.35m以上に緩和）

市長は、次の各号に掲げる要件を満たす道で、狭小な敷地での建替え等を誘導することにより市街地の防災性の向上を図る必要があるもの、又は、細街路により形成される町並み景観を保全し、若しくは再生する必要があるものを3項道路に指定することができる。

- 1 袋路2項道路又は特定防災細街路を3項道路に指定する場合は、それぞれ第4又は第5の指定基準を満たしていること。

- 2 指定時における道路の幅員がほぼ全区間にわたり2.7m以上である場合は、その幅員が維持されるものであること。
- 3 関係者の協議により、指定する道路の範囲又は中心線の位置が確定していること。
- 4 道路の指定について、関係者全員の同意が得られていること。ただし、関係者を確知できない場合等でやむを得ない場合は、この限りでない。

第7 歴史的細街路の指定基準（道路中心からの後退距離を1.35m以上に緩和）

市長は、次の各号の要件をいずれも満たす道を、条例第5条の規定に基づき歴史的細街路に指定することができる。

- 1 条例第5条第1項の規定に適合していること。
- 2 京都市市街地景観整備条例に規定する歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区、伝統的建造物群保存地区その他の歴史的な町並み景観を保全する必要がある地域内にあること。
- 3 地域住民による自治組織が存在し、当該組織の関係者による防災活動が継続的に行われていること。
- 4 消防水利の基盤が整っている地区にあること。
- 5 指定時における道路の幅員がほぼ全区間にわたり2.7m以上である場合は、その幅員が維持されるものであること。
- 6 関係者の協議により、指定する道路の範囲又は中心線の位置が確定していること。
- 7 道路の指定について、関係者全員の同意が得られていること。ただし、関係者を確知できない場合等でやむを得ない場合は、この限りでない。

第8 避難経路の要件

市長は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たし、かつ、避難上有効と認められる道を、条例第8条の規定に基づき避難経路に指定することができる。

- 1 条例第8条第1項の規定に基づく条件に適合すること。
- 2 避難経路と他の土地との境界線が地物等により明示されていること。
- 3 避難経路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物又は工作物に関して権利を有する者の協議により、その範囲が確定していること。
- 4 避難経路の指定について、避難経路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物又は工作物に関して権利を有する者全員の同意が得られていること。ただし、これらの者を確知できない場合等でやむを得ない場合は、この限りでない。

第3章 道路の指定等に関する手続

第9 道路の指定に係る提案

関係者は、その代表者により、道路の指定について市長に対し提案することができる。この場合においては、以下の各号に掲げる図書を提出しなければならない。

- (1) 道路の指定に係る提案書（第1号様式）
- (2) 委任状
- (3) 付近見取図（1／2，500の地図）
- (4) 位置図（1／500の平面図）
- (5) 公図の写し
- (6) 官地明示図
- (7) 土地全部事項証明書
- (8) 関係者の同意・承諾書（自筆の署名又は押印（実印））
- (9) 権利者一覧表
- (10) その他市長が必要と認めるもの

第10 避難経路の指定に係る提案

避難経路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物又は工作物に関して権利を有する者は、その代表者により、避難経路の指定について市長に対し提案することができる。この場合においては、以下の各号に掲げる図書を提出しなければならない。

- (1) 避難経路の指定に係る提案書（第2号様式）
- (2) 委任状
- (3) 付近見取図（1／2，500の地図）
- (4) 位置図（1／500の平面図）
- (5) 公図の写し
- (6) 官地明示図
- (7) 土地全部事項証明書
- (8) 関係者の同意・承諾書（自筆の署名又は押印（実印））
- (9) 権利者一覧表
- (10) その他市長が必要と認めるもの

第11 道路の指定等に係る審査

- 1 市長は、第9又は第10の規定による提案があったときは、遅滞なく、当該提案内容について審査するものとする。
- 2 1の審査において、添付図書の不備等により審査することが困難な場合は、代表者に添付図書の追加提出を求めることができる。
- 3 市長は、第4 8ただし書、第5 8ただし書、第6 4ただし書、第7 6ただし書又は第8 4ただし書を適用する場合においては、あらかじめ、その指定に係る利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 4 3の規定による意見の聴取を行う場合においては、同項の規定による指定の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

第4章 道の協定

第12 道の協定

- 1 細街路（避難経路を含む。以下同じ。）の避難及び通行の安全の向上等を目的として、細街路の土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物又は工作物に関して権利を有する者が、その維持管理等に関する事項を定める協定を締結したときは、その旨を市長に第3号様式により届け出ることができる。
- 2 市長は、前項の届出があった場合、当該協定書を縦覧するものとする。

第5章 道路の維持管理等

第13 道路の維持管理等

本基準により指定した道路の関係者は、当該道路の中心線の位置に道路中心鋸等を設置し、常時適切な状態にするよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第3章第9関係）

道路の指定の提案書

(あて先) 京都市長	年 月 日
代表者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	代表者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市道路の指定等に関する基準第3章の規定により	<input type="checkbox"/> 袋路2項道路 <input type="checkbox"/> 特定防災細街路 <input type="checkbox"/> 3項道路 <input type="checkbox"/> 歴史的細街路	の指定を提案します。	
道の地名地番			
道の延長	メートル		
現況道の幅員	メートル		
拡幅後の道路の幅員	メートル		
用途地域			
高度地区			
防火地域	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし		
その他の地域地区			
関係者	道の所有者	人	
	建築物の敷地の所有者	人	
	建築物の所有を目的とする	借地権者	人
		地上権者	人
	合計	人	
添付書類			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第2号様式（第3章第10関係）

避難経路の指定の提案書

(あて先) 京都市長	年 月 日
代表者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	代表者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市道路の指定等に関する基準第3章の規定により、避難経路の指定を提案します。			
避難経路の地名地番			
避難経路の延長	メートル		
避難経路の幅員	メートル		
所有者等	避難経路の所有者	人	
	建築物の敷地の所有者	人	
	建築物の所有を目的とする	借地権者	人
		地上権者	人
	合 計	人	
添付書類			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第3号様式（第4章第12関係）

正

認可
道の協定変更届出書
廃止

(あて先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市道路の指定等に関する基準第4章の規定により道の協定の締結を届け出ます。			
協 定 書 の 名 称			
協 定 事 項	道の維持管理に関する基準		
	道の協定区域		
区 域 の 地 名 地 番			
区 域 の 面 積	平方メートル		
用 途 地 域			
高 度 地 区			
防 火 地 域	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし		
そ の 他 の 地 域 地 区			
土 地 の 所 有 者 等	土 地 の 所 有 権 者	人	
	建 築 物 の 所 有 を 目 的 と す る	賃 借 権 者	人
		地 上 権 者	人
	合 計	人	
添 付 書 類			

注 該当する□には、レ印を記入してください。